

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 ( 2 0 2 3 年 ) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長職務代理者  
町田市副市長 榎 本 悦 次

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市立保育園設置条例の一部改正)

第1条 町田市立保育園設置条例(昭和34年10月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(対象等)</p> <p>第3条 保育園は、教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)を入所の対象とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(対象等)</p> <p>第3条 保育園は、教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)を入所の対象とする。</p> <p>2 略</p>

(町田市授産センター条例の一部改正)

第2条 町田市授産センター条例(昭和56年3月町田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 センターを利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 センターを利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(町田市大賀藕絲館<sup>ぐうし</sup>条例の一部改正)

第3条 町田市大賀藕絲館<sup>ぐうし</sup>条例(平成2年3月町田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第5条 第3条の事業を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第5条 第3条の事業を利用する者は、法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の合計額(以下「利用料金」という。)を、第8条に規定する指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(町田市通所療育施設条例の一部改正)

第4条 町田市通所療育施設条例(平成9年3月町田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第5条 第3条の事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第5条 第3条の事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として市長に支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(町田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議</p>

<p>という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2)・(3)略</p>	<p>という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2)・(3)略</p>
--	--

(町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第6条 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額等)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで(法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、<u>法第19条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)における利用者負担額にあつては0円、満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。)における利用者負担額にあつては別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用者負担額等)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで(法附則第9条第1項の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、<u>法第19条第1項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(特別利用教育を受ける者を除く。以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)における利用者負担額にあつては0円、満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。)における利用者負担額にあつては別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p>

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。